

公的研究費の不正防止計画

機関に実施を要請された事項（文部科学省）	考えられる不正要因等	取組状況と取組計画
<p>第1節 機関内の責任体系の明確化</p> <p>① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。</p> <p>② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「統括管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。</p> <p>③ 機関内の各部局等(例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織)における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「コンプライアンス推進責任者」という。)を定め、その職名を公開する。</p>	<p>公的研究費に関する事項は研究者個人の問題ではなく、大学全体の問題であり、管理体制が明確にされていないと組織としての取り組みに支障がでてくる場合がある。</p>	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の管理監査体制を明確化するため、「公的研究費の運営・管理に関する規程」、「公的研究費の運営・管理フローチャート」で本学の管理体制を明確にし、ホームページで公表している。 <p>【取組計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者(常務理事)・・・最終責任を負うとともに、適切なリーダーシップを発揮し、競争的資金等の不正防止に率先して対応し、不正防止計画の進捗管理に努める。 ・統括管理責任者(学長<研究関係>、事務局長<財務関係>)・・・最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する。 ・コンプライアンス推進責任者(学長): 構成員に係る公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。 ・コンプライアンス推進副責任者(事務局長): コンプライアンス推進責任者補佐し、構成員に係る公的研究費の運営及び管理について実効的管理監督を行う。
<p>第2節</p> <p>1) ルールの明確化・統一化</p> <p>① 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一の運用を図る。</p> <p>③ ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者・事務職員に、競争的資金等のルールについての認識がない場合がある。日頃からルールの理解に努めるとともに、ルールの変更にも留意する必要がある。 ・出張の事実の確認が不十分な場合がある。 ・出張申請書に出張先と用務しか記載されておらず、出張内容が不明確な場合がある。 	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「科学研究費助成事業(科研費)取扱要領」を作成し、該当教職員に配布し、物品購入、旅費、謝金・給与について使用ルールの共通認識及び周知を図っている。 <p>【取組計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用ルールと運用との実態が乖離していないかモニタリングやヒアリング等を実施して、問題点があれば規定、(科研費)取扱要領等の見直しの再検討を行なう。 ・人事事務担当者は、出張票等が交付申請書等に基づいた出張であるかどうかを確認する。 ・出張の用務内容・日時・出張先等についての確認は、証憑書類により人事課において速やかに行う。 ・旅費計算書の経路と、出張者からの経路との確認を出張報告書等の証拠書類で速やかに行う。 ・講演案内、実施プログラム等の詳細がわかるものを添付する。
<p>2) 職務権限の明確化</p> <p>① 競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。</p> <p>② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。</p> <p>③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。</p> <p>④ 職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定めている諸規程等(ルール)が徹底されない場合がある。 	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等で諸規程等については、合意を得て大学内で共有している。 <p>【取組計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の分担、職務分掌等、定めているルールに従って適正に行うことを、説明会等で周知徹底する。
<p>3) 関係者の意識向上</p> <p>① 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育(機関の不正対策に関する方針及びルール等)を実施する。</p> <p>② 実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。</p> <p>③ これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。</p> <p>④ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者・事務職員の一部に公的研究費は大学の管理が必要だという意識の希薄な者がいる。 ・一部に補助金が公的資金だという認識の乏しい者がいる。 ・一部に研究倫理に関する理解不足や不正に対する意識の希薄な者がいる。 ・公的資金の使用ルールや事務手続きに関して、理解の不十分な点がある。 	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者・事務職員の意識向上を図るために、本学の倫理教育として、競争的資金等の運営・管理に関する全ての構成員に対し、平成27年度よりCITI Japan のe-ラーニング教材を平成27年度より導入し、成績管理者が取り組み状況と達成度を確認している。 ・「研究活動上の行動規範」(以下「行動規範」という。)を制定し、研究者等へ通知を行うとともに、ホームページで公表している。 <p>【取組計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度と同様に教授会等にて、責任体制や職務権限について定められた規程等の説明を行い、意識付けを行う。 ・研究費不正の事例等を示し、不正に対する理解を共有し、注意喚起を行う。引きつづき行動規範の一

公的研究費の不正防止計画

機関に実施を要請された事項（文部科学省）	考えられる不正要因等	取組状況と取組計画
		層の周知を図る。 ・今後、理解を深める対策を検討する。
4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 ① 機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置する。 ② 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。 ③ 以下の(ア)から(オ)を含め、不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。 (ア)告発等の取扱い (イ)調査委員会の設置及び調査 (ウ)調査中における一時的執行停止 (エ)認定 (オ)配分機関への報告及び調査への協力等 ④ 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。 ⑤ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。	・適切な執行を行うために、相談窓口を設置したが、効率的な窓口利用のため更なる広報を行う必要がある。 ・不正に係る調査手続き等を明確にした規程等を定め、公正かつ透明性の高い仕組みを構築する必要がある。	【取組状況】 ・「公的研究費の運営・管理に関する規程」および「公的研究費の運営・管理フローチャート」に、事務処理手続きに関する相談窓口を明記しホームページで公表している。 【取組計画】 ・「研究活動の不正行為防止規程」を改正し、不正行為防止委員会にて具体的な取組計画について審議していく。 ・通報窓口への通報又は報道等による指摘があった事項については、防止委員会、調査委員会にて調査、審査し、その報告を受けて最高管理責任者は認定を行い、勧告等の措置を行う。
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 ① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。 ② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。	・具体的な対策の策定・実施と実施状況の確認が不十分である。	【取組状況】 ・「研究活動の不正行為防止規程」に基づき防止計画推進部署（総務課庶務係）は不正防止計画を策定している。 ・学内およびホームページ上で不正防止計画を公開している。 【取組計画】 ・今後、不正防止取り組みに努め、防止計画推進部署は具体的な実施状況を確認し、管理に努める。 ・最高管理責任者は不正防止に率先して対応し、自らが不正防止計画の進捗管理に努める。
2) 不正防止計画の実施 ① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。 ② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。		
第4節 研究費の適正な運営・管理活動 ① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。 ② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。 ③ 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。	・予算執行が特定の時期に偏っている。 ・特定業者との関係が密接になる。 ・直接納品等検収体制の不備。 ・研究者・事務職員の一部に発注ルール等について理解不足の者がいる。	【取組状況】 ・予算執行状況については、経理課から必要に応じて通知し、経費執行を促している。 ・公的資金による物品発注は原則として、管財課が行っている。 ・科研費の採択を受けた研究者や事務担当者への説明会を開き、公的研究費の使用に関する行動規範、各種ルールの周知を実施している。 【取組計画】 ・例年、年度末に支出の偏りが見られるため、学内説明会で、研究者の計画的な執行の周知を促す。 また予算執行状況については、経理課から研究者に文書で通知し、適正な経費執行を促す。 ・年度末における無理な執行が行われないよう、説明会等で翌年度への繰越、残額の返還についての情報提供と、周知徹底を図る。

公的研究費の不正防止計画

機関に実施を要請された事項（文部科学省）	考えられる不正要因等	取組状況と取組計画
<p>④ 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。</p> <p>⑤ ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節(2)の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。</p> <p>⑥ また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。</p> <p>⑦ 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。</p> <p>⑧ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。</p> <p>⑨ 換金性の高い物品については、適切に管理する。</p> <p>⑩ 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・業者との癒着を防止するために、必要に応じて不正行為に加担した場合は取引停止になることを明記した「誓約書」の提出を求めて周知していく。 ・採択者への説明会(交付決定後実施)、研究者および経理事務担当者に研究者発注制度について周知を図るとともに条件に問題があれば見直しを随時行う。 ・研究者や事務担当者への説明会を開き、公的研究費の使用に関する行動規範、各種ルールの周知・徹底を図る。
<p>第5節 情報発信・共有化の推進</p> <p>① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。</p> <p>② 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金等の使用に関するルール等について、大学内外からの相談、通報(告発)を受け付ける窓口を周知する必要がある。 	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金の使用ルールをはじめ研究に係る事項の相談窓口は、物品購入、旅費、謝金・給与についての事務手続等担当部署としており、学内で周知ができています。 ・通報(告発)の窓口は、「公益通報に関する規程」で定められた総務課、人事課、学生支援課としている。 ・通報窓口はホームページ等において学内外に公表している。 <p>【取組計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、適切な研究費執行とともに法令遵守の業務執行に努める。
<p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。</p> <p>② 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。</p> <p>③ 内部監査部門は、上記②に加え、第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、同節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。</p> <p>④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。</p> <p>⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不正の発生の可能性を最少にすることを旨とし、大学全体の視点からの実効性のあるモニタリング及び監査体制を整備する必要がある。 ・防止計画推進部署において、情報の共有を徹底する必要がある。 	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公的研究費の運営・管理に関する規程」および「研究活動の不正行為防止規程」等の整備を行い、管理監査体制を整備している。 <p>【取組計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動不正行為防止委員会は、不正防止対策を強化するため、不正防止計画を定期的に見直し、効率化・適正化を図る。 ・内部監査部門(総務課総務係)は、公的研究費監査として、効果的・効率的な研究費執行が行われているか内部監査を実施する(実施内容は文部科学省へ報告)。 ・公的研究費の執行にあたり、防止計画推進部署(総務課庶務係)は不正防止計画に基づき、実効性のあるモニタリングを実施し、事務手続等担当部署間で情報を共有することにより、改善の対応を検討するなど、不正防止の推進を図る。 ・研究活動の不正行為防止規程に基づき不正防止計画の策定及び推進、コンプライアンス意識に関する啓発を業務とし、業務遂行に当たって監査人と密接な連携を図る。 ・効果的・効率的な監査が行えるよう、内部監査体制および実施内容の整備・改善を図る。